

プレスリリース

報道各位

理事会決議事項について

平成26年7月22日開催の第208回定例理事会において、下記のとおり決議承認されましたので通知いたします。

記

- 1) 充用有価証券事務取扱要領一部変更（案）の件（資料1）

原案どおり承認された

以上

充用有価証券事務取扱要領の一部変更理由書

東京証券取引所において、TOPIX100 構成銘柄のうち、1 株の値段が 5,000 円以下のものについて、新たに 1 円未満の呼値の単位が適用されることとなったため、これに対し所要の変更を行うものである。

1. 3. 充用価格の（7）株式において、東京及び名古屋証券取引所のいずれかの開設する市場の第 1 部上場銘柄については、時価の円未満を切り捨てることとした。
2. 実施日を平成 26 年 7 月 22 日とする附則を設けた。

以 上

充用有価証券事務取扱要領の一部変更

大阪堂島商品取引所
——線は変更箇所

変 更	現 行	備 考
<p>大阪堂島商品取引所(以下「本所」という。)における信認金に充用する有価証券(以下、「充用有価証券」という。)の取扱いは、この要領により実施する。</p> <p>1、2. (省 略)</p> <p>3.充用価格 (1)～(6) (省 略) (7) 株式 東京及び名古屋証券取引所のいずれかの開設する市場の第 1 部上場銘柄は、<u>時価(円未満切り捨て。以下同じ。)</u>の 70%。同取引所の開設する市場の第 2 部上場銘柄及び福岡証券取引所の開設する市場の地方単独銘柄は、時価の 60%。東京証券取引所の開設する J A S D A Q 市場銘柄は、時価の 50%とする。</p> <p>ただし、充用価格の 100 円未満は 5 円刻み、100 円以上は 10 円刻み(端数は切捨て)とする。</p> <p>4. ～ 13. (省 略)</p> <p>■附則 3.の(7)の変更は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。</p>	<p>大阪堂島商品取引所(以下「本所」という。)における信認金に充用する有価証券(以下、「充用有価証券」という。)の取扱いは、この要領により実施する。</p> <p>1、2. (省 略)</p> <p>3.充用価格 (1)～(6) (省 略) (7) 株式 東京及び名古屋証券取引所のいずれかの開設する市場の第 1 部上場銘柄は、<u>時価</u>の 70%。同取引所の開設する市場の第 2 部上場銘柄及び福岡証券取引所の開設する市場の地方単独銘柄は、時価の 60%。東京証券取引所の開設する J A S D A Q 市場銘柄は、時価の 50%とする。</p> <p>ただし、充用価格の 100 円未満は 5 円刻み、100 円以上は 10 円刻み(端数は切捨て)とする。</p> <p>4. ～ 13. (省 略)</p> <p>(新 設)</p>	